

宗教倫理学会第22回学術大会

公開講演

2021年10月30日（土）

オンライン開催

講 師

渡辺 一城（天理大学 教授）

演 題

社会福祉がめざす地域共生社会と
宗教への期待

レスポンス

金子 昭（天理大学 教授）

杉岡 孝紀（龍谷大学 教授）

司 会

堀内 みどり（天理大学 教授）

社会福祉がめざす地域共生社会と 宗教への期待

渡辺 一城（天理大学教授）

はじめに

このたび、宗教倫理学会第22回学術大会公開講演にお招きいただいた天理大学の渡辺です。1966年（丙午）東京生まれ、実家は天理教教会です。日本社会事業大学という福祉系の単科大学を卒業、社会福祉法人中央共同募金会、茨城キリスト教大学を経て、2001年天理大学に着任しました。現在、天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻教授、「地域福祉」、「宗教（天理教）社会福祉」を主たる研究領域とし、「地域福祉における資金助成のあり方」などを研究テーマとしています。どうぞよろしくお願いたします。

ファンドレイジングの一方法である「クラウドファンディング」

地域福祉、とくにその活動資金に関して研究活動をしてきたため、最初はお金の話です。近年、市民活動団体等が「ファンドレイジング」、つまり活動資金の調達に積極的になっています。宗教活動でいえば寄進の募集、勧進です。宗教活動はそれ自体生産力をもたないため、食料や建物の改修資材、労働力、すべて寄進によって賄うことになり、僧侶等は、教えを説くことで人々を支え、信者や檀家はその教えをもとに僧侶を支えた、寄進と宗教活動は密接な関係にあるといえるでしょう。寺院の建立や修繕などのために、信者や有志者に説き、その費用を奉納させる勧進、「募金」ともいえますが、近年NPOの世界でその考え方や方法が普及している「ファンドレイジング」（資金集め）ともいうことができるでしょう。寺院などにおかれた勧進職は、さしずめ「ファンドレイザー」です。

商品開発やビジネス、最近では公共機関や寺院などの宗教施設も取り組むようになってきた「クラウドファンディング」（CF）。いうまでもなく「夢やアイデアなどを反映したプロジェクトを実現するため、インターネットを介して、不特定多数の個人から資金（支援金）を集める手法」（川上2015）で、「現代版の勧進」といえます。山本（2014）

は、インターネットを利用して集めることが必要条件でもないとし、「銀行、投資家など金融の専門家ではない『クラウド（Crowd=人々、大衆）』から『ファンディング（Funding=資金調達）』する」こと、さらには、いわゆるクラウド（大衆）から資金調達するという点では、僧侶が寺院や仏像を造るために人々から資金を集める「勧進」が古い例にあたり、CFは大昔からある概念としています。注目すべきは、大衆から資金を集めることによる「英知の結集」といった点にあることでしょう。

クラウドファンディングの意義

CFから地域福祉が学ぶこと、示唆されることは何でしょうか。まずCFのデザイン性です。そもそも地域福祉は、理念や目標の検討とそれを実現するための活動に地域住民を巻き込んでいくために、特に問題や課題となっていることを「伝える」「広げる」ことを重視します。地域において福祉サービスが効果的に展開されるためには、サービスやそれを利用する当事者の存在を排除せずに認め、問題や課題を我が事として認識できるように、住民意識を変革していくことが必要です。具体的には福祉教育などといった活動ですが、従来そうした活動の中で使われてきた表現や営為は、「ふれあい」「ささえあい」などといった従来の相互扶助的思想の域を出ないもので、共感を生み出すには、少し訴求力に欠けるといえます。また特に福祉関係の機関誌やチラシ類では、使用される字体も内容に適したものでなかったり、参加したいと思わせるタイトルでなかったりすることが少なくなく、こうしたことが「古臭い」「あか抜けない」イメージを生み、福祉施設や介護などと比べて地域福祉の内容そのものが分かりにくいことも手伝って、地域福祉への理解や参加を一層困難にしているともいえます。その点、CFのサイトは、プロジェクト立案者の思いや計画がストーリー性を持った文章、写真、映像などによって表現され、統一感のあるレイアウトやロゴなどを使用して「デザイン」されて、洗練されたものになっているのが目を引きまします。デザインとは広義では「設計」ですが、「意匠」という狭義のデザインが有する芸術的な意味合いを加味すると、人間のある目的を実現するための営為を最も「カッコいい」かたちで立案・計画することでもあります。工業製品や服飾などでも、そこにみられる統一感や機能性に富んだ「カッコいい」デザインが、人間の感情を刺激し、購買意欲を高めています。地域福祉においても、効果的に何かを「伝える」「広げる」ためには、CFが有するこうしたデザイン性を学ぶことも必要だと思われまします。

次に資金調達ももたらす効果です。2016年5月に刊行された『ぼくらがクラウドファンディングを使う理由』には、CFの成功事例が紹介されていますが、そこで紹介さ

れている12プロジェクトの実践者に共通する言葉が「資金集めだけではない」ということです。奈良県内のある社会福祉法人が障害者の就労支援事業に必要な設備を整えるためにCFに取り組んだ例がありますが、その取り組みは障害者の就労に関する課題の周知につながるという効果をもたらしました。同書で紹介されている事例でも、CFによる副次的な効果に言及しています。地域福祉では、実際の活動と資金調達とは別個に捉えられることが多いのですが、こうしたCFの実践例でみられるように、資金調達が、問題や課題、プロジェクトの活動やプロセスの「可視化」、あるいは活動自体の目標の「明確化」や「自覚化」、支援者とのコミュニケーションの「強化」につながることを学ぶべきだと思います。

三つ目には、リアルな活動との連動です。これは今後の課題かもしれません。CFは、サイトを通じてプロジェクトの実践者と資金提供を行う支援者が出会い、支援者は主としてそのサイトからプロジェクトの情報を得て資金提供の可否判断を行うネット上の空間であり、「リアル」な生活場面を現場とする領域である地域福祉の視点から考えると「実体性」や「現場感覚」に欠けます。この欠点を補完するためには、地域福祉やコミュニティによって開発された実際の社会資源を活用しつつ、支援者をプロジェクト成立後の実際の活動につなげていくことが求められます。あるフリーライターは自身の旅行経験をもとに、義援金やCFに参加した後に現地に成果を見に行く、こうした旅行動機を「寄付ツーリズム」として推奨していますが、こうしたことも含めて実際のプロジェクトに関する事物の見学、あるいは利用者としての参加、そして支援者の組織化などによるコミュニティづくりなど、プロジェクトの「実体化」に支援者を誘う仕組みづくりが必要でしょう。

地域福祉実践方法としてのコミュニティオーガニゼーションと「合同財政」

コミュニティオーガニゼーション (Community Organization、以下「CO」と略す) とは、1930年代でアメリカにおいて理論化された地域社会に対する援助方法の一つであり、かつては個人に対するケースワーク、集団に対するグループワークとともに、社会福祉の実践方法・技術を指すソーシャルワークの三分法として捉えられてきました。ソーシャルワーク自体が理論的にも発展し、COということば自体が近年では使われなくなっており、その後、現在ではコミュニティワーク、あるいはコミュニティソーシャルワークと、理論的実践的な進展がみられます。ただ、コミュニティワークにしてもコミュニティソーシャルワークにしても、その議論のなかで地域福祉における資金調達を重視しているとはいえません。

この CO 理論を我が国の社会福祉協議会活動の理論として導入しその普及に努めた牧賢一（1966）は、CO の社会的機能として、①社会調査（ニーズの調査と明確化、取り上げる優先順位）、②共同計画（ニーズ解決のための計画立案、そのための討議、地域福祉計画の策定と実施）、③社会資源の動員（立案された計画の実施のためのあらゆる社会資源の動員）、④連絡調整（社会福祉関係者、各種団体、施設、行政、住民など間における連絡調整、協同）、⑤合同財政（社会福祉活動・事業に必要な経費の調達とその運営管理）、⑥広報・教育（関係者や一般住民に対する、地域社会の実情、ニーズや課題、社会福祉活動・事業の必要性、望ましい地域社会の姿、協力依頼など）、⑦社会行動（行政などの権力を有する組織体に対して、制度などの実現を求めるための組織的計画的集団行動）、の7つを挙げています。その中でも牧は、「合同財政」を「連絡調整」と並んでCOの重要な機能であるとしており、近年のコミュニティワークやコミュニティソーシャルワークに比べCOは資金調達にかかわる「ファイナンス」機能を重視していたものと考えられます。

現在でも「事業運営の透明性の確保」や「財務規律の強化」は、社会福祉法人を中心とする地域福祉の担い手すべてに求められるものです。牧（1966）は、COの社会的機能としての合同財政を論じる中で、社会福祉事業の諸サービスが税金でも寄付金でも住民の同一の財布から賄われているものであり、社会福祉事業の真の所有者は住民であること、そのためのガラス張りの経理公開、同一基準によるサービス費用の設定、社会福祉事業経費に対する地域社会による調達責任を、合同財政の基本的観念としています。さらに牧（1966）は、合同財政の形態として、近代的な会計簿記の知識・技術による「会計経理の合理化」、社会福祉事業に必要な経費の支出を合理的な基準によって行うという「予算の社会化」、その会計予算及び決算の住民に対する公開すなわち「会計の社会化」、地域福祉の増進に関して必要な資金を地域社会によって調達する「資金の合同調達」を挙げています。上記の3つは、予算や会計の管理遂行に係ることで、どちらかといえば個々の社会福祉事業の経営主体（社会福祉法人など）の課題です。「資金の合同調達」は、現在の共同募金が実際のそれにあたります。住民参加により地域社会が策定・承認する社会福祉事業の計画とその実施のための経費は、地域社会一住民が調達し保障するという考え方のもと、「合同募金」（個々の社会福祉事業施設・団体が合同により宣伝広報をしながら募金を行う形態。大正期に実施された長崎県における共同募金はこの体制で実施された）、「合同寄付」（寄付者側が、数多くの社会福祉事業施設・団体からの個別の寄付依頼の煩雑を避けるために、主として大口寄付者らが商工会議所などを事務局に、施設などの必要額を算定して寄付金をプールし配分するという、アメリカの当

初の共同募金が採った形態)、第三者募金(寄付者でも施設・団体側でもない第三者の立場で、必要な経費を算定し、これに基づいて寄付を集めて配分するといった形態で、日本の共同募金会が採ってきた考え方)、共同拠出(寄付者、施設・団体の関係者、共同募金会関係者は結局、同じ地域社会の同じ住民の立場であり、社会福祉事業の真の主体は住民であることから、必要な経費はその住民自ら拠出しあって、サービス費用を保障するという考え方)の4つを挙げ、とくに寄付者、施設・団体側、共同募金会の三者が別個の立場で役割が決められる第三者募金を否定的に捉え、同一の住民の立場で拠出し合う共同拠出の考え方を強調しています。いずれにしても「資金の合同調達」は、現在においては地域福祉(活動)計画の策定と実践が求められている社会福祉協議会と共同募金会といった中間支援組織にとっての課題と考えられます。

千葉正展(2016)は、社会福祉法人制度改革で「事業運営の透明性の確保」が謳われたのは、組織内部の情報をガラス張りにした情報開示により、組織関係者の不正防止機能を強化することがその目的だったと考えられるが、情報開示を単にそれだけの機能をもつものとしてではなく、外部の情報利用者との間に形成されるコミュニケーションとして捉えるべき、としています。さらに千葉が指摘するように、最近では、共同募金会「テーマ募金」の取り組みやCFなど、非常に多くの主体が社会課題とその解決プログラムを提示し、それを発信して支持を集めていこうという、実践活動と資金調達活動とを併せた取り組みが顕著であり、とりわけその実施段階において、住民や関係者との積極的なコミュニケーションが重要視されています。「合同財政」がCOの主たる社会的機能として捉えられていたものの、直接的な実践活動が重要視され、「ファイナンス」はこれまで軽視されてきた傾向にあるが、社会福祉法人制度改革によって改めて「事業運営の透明性の確保」や「財務規律の強化」が求められることを背景に、新たな「合同財政」論が求められるのでしょう。

「助成」とその意義

地域福祉にかかわるファイナンスでは、資金調達と同様に「助成」が重要な位置を占めます。行政や社会福祉協議会、共同募金会などが、地域福祉活動を行なう組織・団体に対して資金を助成しその活動・事業を支援しています。

助成には2つの意味があると考えられます。一つは限られた資源の有効な分配方法であることです。助成に使用される資金には住民や企業から「社会福祉に使ってほしい」といった公益を目的に提供されたものが少なくない。ただそうした資金も不況や低金利、財政の悪化という状況下にあって限りがあり、こうした有限の資源を有効に活用するた

めの仕組みが助成です。通常、申請受付—審査—助成決定—事業の実施—結果報告といった段階をとる助成プロセスでは、助成団体（共同募金会や助成財団など）の担当者や審査委員、活動団体の担当者ら様々な関係者の関わりの中で、資金提供者の意思を踏まえ助成趣旨や社会のニーズに即した助言や検討がなされ、これが限られた資源の効率的活用につながります。二つ目には、資金提供を通じて助成先の発展や成長を促すということです。広辞苑によれば、助成とは「事業や研究などを助けて成就させること。力を添えて成功させること」とあり、英訳では通常 SUPPORT と訳されています。「助成」の実際は、通常「助成金」という資源を提供すること、ないしはその提供を通じて「助けて成就させること」になります。このように「助成」は、単に資金を提供するということにとどまらず、助成先（NPO 等）をいかに成長させるか、という意味を含んだものです。

助成する側にとっての助成の意義は、第1に活動支援方法の一つであること、第2には前述したように助成先を募集し申請を受け付け審査・評価し、資金を供給するという一連のプロセスにより、資金といった限られた資源を効率的に分配することができることです。一方、助成を受ける側の意義は、第1に活動団体や活動の成長や発展、ステップアップにつながることで、第2に助成といった社会資源を活用することを通じて、組織内での人材確保も含めて協働の機会を創出することができること、第3に助成を受けることで地域や社会からその存在を認知され評価されることになること、第4に助成申請の手続きを踏むことで自らの活動の整理や活動方針を明確化することにつながり、またそのプロセスを通じて組織内のメンバー相互の凝集性が高まること、などが挙げられます。

このように助成する側と助成を受ける側それぞれに助成の意義を見出すことができますが、何よりも重要なのは、助成とは助成する側と助成を受ける側との協働によって成立する作業であるといった共通の意義です。地域で活動を行うボランティアグループや NPO は当然のことながらそれらのミッション（社会的使命）に基づき何らかの地域問題の解決に取り組んでいます。従って助成はその地域の問題解決の促進につながり、その成果を地域にフィードバックする必要性が生じるわけですが、ここに助成する側と助成を受ける側との協働による「価値の創造」がなされる必要があります。

地域福祉は社会福祉の単なる一分野ではなくこんにち大きなメインストリームとなっています。それだけに、住民主体や参加、協働、あるいは地域自立生活支援といった価値が重視され、その価値に現状を少しでも近づけていこうという営みが期待されます。そうした営みを財源面で支援することもさることながら、その価値の創造を、助成する

側と助成を受ける側との協働によって成し遂げようというところに、地域福祉における助成の大きな意義が存在します。

地域福祉の意義と「協働」

社会福祉にとって近年の大きな課題は、社会的孤立の解消です。社会的孤立が社会問題として注目されるようになって久しいですが、児童虐待の相談件数の増加、介護疲れによる自殺や殺人事件、孤立死、あるいは2010年頃に明らかになりはじめた戸籍上は生存しているが所在が不明な高齢者が多数存在するといったいわゆる高齢者所在不明問題などは、社会関係の希薄化が生み出した現代社会における負の遺産ともいえます。

「ゴミ屋敷」や引きこもりの問題などはこうした問題の象徴ということもできます。単身の中老年、育児不安を抱える母親、居場所を失った若者や障害者、十分な治療や介護を受けていない高齢者、生活困窮者などが地域社会から孤立しやすい状況に置かれているのです。

こうした社会問題の解決には、単に社会福祉領域の組織や団体等がかかわればよいというのではなく、医療、保健、教育、労働、あるいは宗教も含めて多様な分野やセクターがかかわる必要があります。多くの人に関わる、複雑でむずかしいと思われるテーマに関して、すべての関係する重要プレイヤーが集まり、互いに補い合い強化しあえる関係性をつくり、テーマに関する共通の理解を構築しながら、全体のインパクト(変化)につながるように、それぞれのできる活動を具体的にデザインし実行する、「コレクティブインパクト」などといった実践もありますが、重要なのは、多様な分野やセクターがかかわり英知を結集し、解決するためのシステムづくりを志向していくことです。CFもまさに英知の結集の手法ですが、こうした「協働」の実践が求められています。

社会福祉領域でこの協働を志向し実践しようとするのが、地域福祉です。地域福祉とは、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民、行政や民間の社会福祉関係者が、地域社会の内外にある資源を活用しながら、お互いに協力・連携・協働して、地域社会の地域生活課題の解決に取り組むための考え方、仕組み、活動の総体」といえ、「支えあいの地域づくり」、「相談支援・サービスの提供」、「理解促進・啓発」を主な要素として展開されています。この地域福祉にかかわる制度政策が1990年代以降進展してきています。とくに2000年に制定された我が国社会福祉の基本理念を規定する社会福祉法は、地域福祉を我が国社会福祉の基本的方向とするとともに、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者（ボランティアなど）を社会福祉営為の「主体」として位置付けました。

厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書（2008）は、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題（例えば、電球の取替え、ゴミ出しなど公的な福祉サービスで対応するには効率的でないもの、映画鑑賞や墓参りの付き添いなど制度で対応すべきかどうか判断が分かれるニーズ、絵画芸術など自己表現の支援、問題を抱えていながらも公的サービスの給付要件に該当しないなど「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない者など）、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題（例えば、親が認知症で子どもが障害を抱えているなど複合的な問題があるケースなど）など、地域には多様な福祉問題が生じていると指摘し、こうした生活課題への対応のため、これまでの近隣共同体によるたすけあいではその機能に限界があり、自立した個人が主体的に関わり支え合う「新たな支え合い」（共助）の拡大・強化を、住民と行政との協働により行くと、これからの地域福祉のあり方について課題提起し、その後の地域福祉に大きな影響を与えました。

「地域共生社会」の推進

我が国の地域福祉は現在「地域共生社会」の実現に向けて新たな局面を迎えています。近年の社会福祉政策は、1990年の社会福祉関係八法改正以降、地域福祉を基本的方向として推進されてきました。2000年の社会福祉法制定に至る社会福祉基礎構造改革は、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実などを方向性として掲げるとともに、サービス利用者を含む地域住民を地域福祉の主体と位置づけました。前述の厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」報告（2008）は、軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズや「制度の谷間」にある問題など、従来の公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が地域に存在している状況を踏まえ、個人が主体的に関わり支え合う「新たな支え合い」（共助）の拡大・強化の必要性を指摘しました。また厚生労働省プロジェクトチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」（2015）は、複雑化する支援ニーズに対応するため、誰もが支え合う共生社会実現の必要性と、高齢や障害、児童などといった従来の領域を超えて、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）を提言しました。さらに厚生労働省はこれらを具現化するため2016年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、これまで主として介護保険制度において提唱されてきた地域包括ケアを発展させ、高齢者ばかりではなく障害者、児童などの領域を含めた総合的な福祉サービスの

提供、相談支援体制の充実などを目指した「地域共生社会」を実現するための議論を開始しました。

いくつかの議論を経て、社会福祉法の第4条（地域福祉の推進）は、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定しました。

この「地域共生社会」について、制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であり、「福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとり の多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる」と、厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ」（2019年12月26日）では述べています。

地域住民の役割としての「予防的支援」

この「地域共生社会」実現に向けて、我々地域住民が担わなければならない重要な役割の一つが「予防」だと私は考えています。

地域では、一人暮らし高齢者の見守り活動を多くの地域組織やボランティア等が実施していますが、地域住民・当事者が安心して、地域社会で生活することができるように、見守ることは、問題発生「予防」につながります。地域福祉の考え方でも、この「予防」を重視している点が大きな特徴で、社会福祉の碩学ともいえる岡村重夫は、「地域福祉の構成要素」の一つとして「予防的社会福祉」を挙げています（岡村1974）。「予防的支援」の重要な部分を、地域住民が主体となる見守り活動などの小地域福祉活動は担っているのです。「地域を基盤としたソーシャルワークと予防的支援」を重要視している岩間伸之も『地域福祉援助をつかむ』（2012）のなかで、「これまでのソーシャルワーク実践は、本人もしくは周囲からの訴えを受けてから援助者が動き出す傾向が強かった」、「深刻な状態になってから問題把握、対応が後手、援助の選択肢も狭まる、保護的な援助、にならざるを得ない」、「予防的支援によって、援助の選択肢も広がり、利用者

にとっても有意義である」としています。

では、いったい何を予防するのでしょうか。岩間によれば「不健全な状態になることを予防する」のです。「不健全な状態」とは、例えば、要介護、病気や障害があり生活上の困難がある状態、他者との交流が無く地域から孤立している状態などを指します。「対症療法」（現にある症状の治療や緩和）ではなく、何らかの望ましくない状態になることを予防するのです。医療領域でも「予防医学」、「予防歯科」などがあります。保健師などによる健康教育、長野県「保健補導員」などの事例があり、これらの取り組みは、受療率の低下、健康寿命の向上に好影響を与えています。

もちろんこの予防的支援は、福祉や保健などの専門職も大きな役割もありますが、地域住民の居住する地域に四六時中いるわけではない専門職だけでは限界があります。

「制度」を中心としたいわゆるフォーマルなサービス・資源のすべてが使いやすいとはいえません。人間が「家族や友人との関係のなかで、自分の存在を確認し、社会的な存在としての自分の役割を獲得する」（岩間）ものだとするならば、予防的支援も、家族や友人、近隣住民などといったインフォーマルな主体によって担われることが求められるでしょう。人間の社会生活には、家族、近隣住民などが担い手となる自発性を伴ったインフォーマルなサポートが重要であり、その際のサポートの仕方も、「情緒的サポート」（共感や愛情の提供、相談にのるなど）、「道具的（手段的）サポート」（形のある物やサービスの提供、移動の手助けなど）、「情動的サポート」（問題の解決に必要なアドバイスや情報の提供、サービスの情報を伝えるなど）、「評価的サポート」（肯定的な評価の提供、本人の行動をほめるなど）などがあります。

天理教社会福祉の活動・事業（実施主体別）

こうした予防的支援も含めたインフォーマルな活動を、宗教社会福祉が担う活動として他と協働しながらもっと重視すべきではないかと思いますが、ここからはこうした観点から、天理教の社会福祉活動・事業について概観してみます。

天理教社会福祉の活動を、実施主体別に分類整理すると、天理教系社会福祉施設による事業、天理教信仰者による福祉活動・事業、天理教教会による福祉活動・事業、天理教教区・支部による福祉活動、天理教教団組織の福祉関係業務が挙げられます。

① 天理教系社会福祉施設による事業

まず、天理養徳院（児童養護施設）を始めとする、教会や教区を母体とした社会福祉施設などです。

児童養護施設である天理養徳院（1910年設立）以降、教会、教区が母体となって多くの社会福祉施設が設立されています。

かつて天理教東本大教会（東京都墨田区本所）を創立した中川よしという天理教の布教師がいました。「たすけのおよし」と称せられたほど、人助けに邁進した、天理教内でも有名な布教師の一人です。この中川よしは、晩年、病床で「元気になったら、学校や病院を建てて、もっと社会の上にご奉公したい」ということばを残していました。このことばは、「信仰者としてのやみがたい熱意と信条」であるとともに、「信仰者としての社会的な責任」が発露したものと考えることができ、社会福祉事業を興した多くの天理教関係者とも通底すると思われます。このことばが遺言となって、よしの長男で、東本大教会二代会長の中川庫吉（くらきち）により多くの社会事業（現・社会福祉法人六踏園など）が展開されています。

こうした天理教内の社会福祉関係施設などによって、「天理教社会福祉施設連盟」が1951年結成されています。同連盟には、現在約130ヶ所が加盟しており、多くは、保育所、託児所、幼稚園などで、およそ70カ所ほどです。多くは制度的根拠に基づいて運営されている公的な存在ですが、信仰に基づいて事業を興したその思いや理念が重要だと思われます。

② 天理教信仰者による福祉活動・事業

二つ目には、信仰者自身による福祉活動や事業です。この中には、教会長などが、別個の法人（例えば特定非営利活動法人など）を設立して、介護保険事業（ヘルパー派遣、ケアマネジメントなど）を運営したり、教会長などが、民生委員・児童委員、保護司、教誨師に就任して支援活動を行ったり、信仰者自身が地域におけるボランティア活動に参加したり、あるいは、地区社会福祉協議会会長や地域のボランティアグループ会長に就任するなど、地域の福祉活動に尽力するなどのケースがみられます。その他、天理教信仰をもった有資格者による交流活動（道のヘルパーの会など）や、問題別関係者ネットワーク（例：「キッズネット天理」＝子どもに関する問題（事情）を抱える天理教内関係者のネットワーク）などが組織されるといった事例もあります。比較的地域に密着して展開されている活動が多いと思われます。

宗教者ならではの活動として、教誨師があります。教誨師とは、矯正施設において、被収容者の精神面での相談対応、講話などを行なって、宗教的情操を提供する活動を行なう者ですが、天理教内の教誨師により「天理教教誨師連盟」が結成されています。

③ 天理教教会による福祉活動・事業

教会における里親・ファミリーホーム、高齢者グループホーム、障害者作業所、一人暮らし高齢者への給食サービス、子育て支援活動、教会敷地内に地域住民のための図書館設置、地域住民を巻き込んだボランティアクラブの結成、教会で村まつりや夏祭りなどのイベント開催、手話講習会の開催、一人暮らしや身寄りのない高齢者のサロン開催、こども食堂、託児所やお花教室への教会開放、発達障害者を抱える親の会組織化、アルミ缶リサイクル活動（祭典後の直会での酒廃止から）、バザー開催、ホームレスの受け入れ、被災地でボランティア等の受け入れ基地に、などがある。制度に依らないインフォーマルあるいはノンフォーマルな活動が主となっています。

④ 天理教教区・支部による福祉活動

天理教の教会組織は、教会本部を頂点に、そこにつながる大教会等の直属教会、そこに部属教会が枝葉のようにつながる「タテ」の系統によって構成されています。一方、「教区」とは、47都道府県ごとに置かれている地域組織、「支部」とは、教区を複数の区域に分けて置かれている地域組織、であり、教会などを「ヨコ」につなげて布教活動などを行っています。教区や支部は、地域課題を共有化しやすいといった利点もあり、この単位での地域活動も期待できます。支部を母体にしたすけあいネットワークやボランティアグループ（東京、兵庫など）、支部（地域）で若い母親対象のサークルやボランティアグループなどが結成されているケースもあります。また、「天理時報」（天理教の週刊新聞）の手配りネットワークもあり、これらは、例えば同地域内における信者同士の交流、あるいは例えば一人暮らし高齢信者の見守り支援に役立つ可能性もあります。

⑤ 天理教教団組織の福祉関係業務

天理教の教団組織には、教務部、海外部、営繕部、道友社などの部署がありますが、その一つが「布教部」で、ここに「社会福祉課」がおかれ、天理教内の福祉関係業務を行っています。

主な業務として、福祉一般の相談活動（酒害相談室など）、点字文庫や手話活動の運営、教会本部祭典時での車椅子貸し出し、教内福祉関係団体（社会福祉研究会、社会福祉施設連盟、聴力障害者布教連盟、視力障害者布教連盟、肢体障害者布教連盟、障害者協議会、民生委員連盟、教誨師連盟、保護司連盟、里親連盟など）の事務局、福祉講座（手話、点字など）など各種ひのきしん活動者の育成、福祉に関する啓発活動などがあ

ります。また、同課では、「ひのきしんスクール」という人材育成のための講習会を運営しています。同スクールには、高齢者支援、カウンセリング、図書修理、緑化環境などに至るまでの様々な講座があり、またこれらの受講者により各地域で実践活動が行われているほか、ひのきしんスクール受講者など有志により「道のヘルパーの会」なども結成されています。さらに、同課では、天理教内の人権啓発にかかわる事項を所管する啓発委員会の業務もおこなっています。

天理教社会福祉の活動・事業（機能別）

続いて、上記の活動・事業を機能別に整理してみたいと思います。

① 直接的支援

まず第1に、利用者・当事者に対する「直接的支援」です。天理教の社会福祉活動・事業は、①教会本部、教会や教区などが母体となって設立された「天理教系社会福祉施設による専門的援助活動・事業」、②子育て支援、里親、ファミリーホーム、高齢者を主たる対象としたふれあいサロンなどの「教会による福祉活動・事業」、③教会長や信者個人が民生委員や保護司となったり、特定非営利活動法人や株式会社などを立ち上げ介護や障害者福祉サービス事業を実施したりするといった「ようぼく信者による福祉活動・事業」、④管轄する地域において様々なたすけあい活動を展開する「教区・支部による福祉活動」など、実施主体ごとに類型化することができます。社会福祉関係以外では、災害救援ひのきしん隊など教友による災害時支援活動が注目されるが、これら骨身を惜しまない、手弁当による支援活動は、被災者の心と生活に寄り添うものとして内外から高い評価をうけていることはいうまでもありません。

こうした援助・支援は、当事者が抱えている問題やニーズを引き出し（受容・相談）、それを解決（サービス提供、援助）することを通して、当事者の自立生活実現に寄与しています。こうした営為を、天理教信仰者は単に社会的な問題を解決するためだけに行っているのではなく、天理教の教えに基づき、心・魂の救済につなげる、即ち「おたすけ」と認識して行っているところが特徴で、相手にたすかってもらいたい、喜んでもらいたい、といった利他的精神による信仰者の行動はそれだけでも貴重なものですが、そうした「誠真実」精神は、他者が抱える問題を我が事として考える態度、当事者を支援の中心におきその立場になって考える姿勢、そのための知識・技術の習得、といった方向に深化させなければならないでしょう。人を支援する際、自分の経験を軸とすることも多いですが、ややもするとそれが個人的な経験則や価値観の押し付けにつながる可能

性もあります。支援の過程で何か深刻な事象に遭遇したときは、教祖ならばどうしただろうということをイメージできる「ものさし」を有することが必要で、それができるとが天理教信仰者の宝でもあるでしょう。

② 人材養成

第2に「人材養成」です。理念や思い、技術を継承できる人づくりは、どのような組織においても共通の課題だが、例えば企業などにおける人材養成のための研修は、通常、OJT（On the Job training：日常業務を通じて上司が部下を指導する研修）、OFF-JT（Off the Job training：研修会などへの参加など業務を離れた研修）、SDS（Self Development System：自主的な研修機会への参加に対する職場としての認知など自己啓発援助）の3つの形態で推進されています。天理教信仰者に当てはめて考えると、OJTは教会長等による日常の教会活動を通じた教化育成、OFF-JTは修養科や検定講習などの受講、SDSは教義書による自主的学習などがこれにあたります。

教会長らの先達がおたすけに取り組んだり、あるいは地域活動や社会福祉活動を実践したりすることで、その教会関係者が必要に応じて福祉関連資格取得に向けた学習機会を持つなど、実践自体が教会関係者の学習意欲の向上や社会性獲得につながっていることもあります。

天理教内においてはOFF-JTとSDSとの境界は必ずしも明確になっていないが、双方に該当するものとして教内においてはこれまで様々な講習会・研修会が実施されてきた。こんにちまで継続して実施されているものとして前述したが「ひのきしんスクール」といった講座があります。「ひのきしん」を実践するための専門的な知識・技術を学ぶこと目的に1980年に開設されたもので、これまでに延べ約50,000人を超える受講者が学んでいます。

同スクールの役割として、信仰者同士が同じ共通基盤に立ちながら、あるテーマについて学びあい知識や技術を習得し理解を深めることを通じて、同スクールそのものが宗教内公共空間の役割を果たしているといえます。また、同スクールの講師には天理教の内外を問わず適切な人材に依頼をしていますが、教区開催であれば地元の専門家を活用することで、教区と地元の社会資源とが連携をしていく契機となる可能性があり、同スクールが天理教における教外機関との窓口、いわばフロント（最前線）的役割を担っているともいえます。さらに、ひのきしんの意義を踏まえながら信仰者がもつ社会貢献意識と学習意識の受け皿となっている役割も見逃せません。また、過去に同スクールで開催されたホームヘルパー養成講習会の受講者有志が立ち上げた組織として「道のヘルパ

一の会」、発達障害をテーマとするシンポジウムをきっかけに結成された障害など子どもに関する問題を抱える天理教内関係者のネットワークである「キッズネット天理」、また依存症をテーマとした講座をきっかけとした「依存症たすけあいの会」など、同スクールから様々な活動組織が生み出されています。そういう意味では、おたすけを目的とする活動ないしは組織を生み出すインキュベーター（孵卵器）としての役割を果たしているといえます。

③ ネットワーク・交流

第3に「ネットワーク・交流」が挙げられます。天理教内にはこのネットワークが多く形成されるようになっていきます。前述したような「道のヘルパーの会」があります。同会は、ひのきしんスクールで開催されていたホームヘルパー養成講習会の受講者有志らによって2002年1月に発足、総会・講演会、研修会などを通して、介護のスキルアップ、親睦・交流、そして介護に携わる信仰者同士のネットワーク拡大を図っています。

「キッズネット天理」は、2009年年2月に開催されたひのきしんスクールシンポジウム「発達障害がある子供への理解と支援」を機に、発達障害をはじめとする子どもに関するさまざまな問題やそのおたすけを実践する教会長・ようぼくのネットワークとして発足、公開講座や茶話会、こどもおぢばがえり参加などの活動を行っています。このほか、東日本大震災や各地の地震などの災害発生に伴い、教会長やようぼく有志が教会系統を超えた情報交換や連携、協働によって災害時支援活動を行っています。

天理教におけるネットワークには、こうした問題や共通関心事ごとの全教的なネットワークや、「天理時報」手配りネットワークによって同じ地域の居住する信仰者同士のたすけあいを意図した地域ネットワーク、教会における障害を抱えた子を有する親や子育てに不安を抱えた母親の集まりといった教会を拠点とした小規模なネットワークなどが挙げられます。

天理教では、信者は通常いずれかの教会に必ず所属し、教会が所属する信者に対する教化育成、伝道の機能を果たすことを通じて縦の信仰系統が形成されてきましたが、こうした当事者性を基盤としたセルフヘルプ的活動やネットワーク活動によって信仰系統を超えた横のつながりとして形成されているところが大きな特徴です。縦の信仰系統は、教義や指針などのスムーズな伝達や、ひのきしんなど各種信仰活動の動員などに組織力を発揮するが、系統による垂直的な関係性が教会長後継者などを含めた信仰者自身の信仰や人生、生活における主体性を損なう危険性も否定できません。信仰系統を超えた横のつながりは、それらを解消あるいは修正・補正する働きをもつものといえるでし

よう。

④ 宗教資源の提供

第4に「宗教資源の提供」です。天理教を含め宗教は様々な資源を有していて、歴史的に地域社会の中心であった神社や寺院が、近年では地域福祉やまちづくりの拠点として機能している例があります。天理教でも大教会など規模の大きい教会でも、当該自治体と連携協定等を締結し避難所として指定されているところもあります。ハード面の施設ばかりでなく、信者組織、仕組み、行事、人材（専門知識や技術、あるいは資格を有する者など）など、天理教も多くのソフト面の資源をもっています。災害時だけではなく、日常の地域の行事に教会などが設備や人材を提供することもたすけあい活動と考えることができます。特に天理教の教会は、親神が望む「陽気ぐらし」社会の実現を目指したすけの場としての機能を果たしつつ、神の世界と一般社会をつなげるという媒介的役割も有しています。天理教の教会でも地域活動を自ら実施、また地域の様々な行事などに教会の資源を提供している例が少なくありませんが、このように宗教資源を地域社会に還元する取り組みが社会的にも求められています。

⑤ 宗教的価値観や姿勢の発信

第5に、こうした実践を通じて行われる一般社会に対する「宗教的価値観や姿勢の発信」です。これは宗教ならではの機能といえますが、この機能が十分に果たされてきたかということとそうでもないと思われまます。そもそも日本においては、寺院などの宗教が教育や福祉といった社会的活動を担いながら利他性を語ってきました。天理教の教会でも、たすけあい活動の実践や、機関紙やリーフレット、掲示板などを通じて、教えを広め地域社会に問いかけています。神という超越的な存在、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず人間一人ひとりが尊厳ある存在であること、さらにたすけあい、支え合いといった利他的行動の尊さといった宗教的価値観や姿勢を、天理教に限らず宗教全体があらゆる機会と実践を通じて、相手方の立場や状況に即しながら発信していくことが、究極の「たすけあい」活動であると考えられます。

宗教による福祉活動の意義

こうした宗教による福祉活動の実践は、凡そ次のような意義があると考えられます。

第1には社会動向に左右されない普遍的原理に根拠をもつ営為であることです。我々の生活を規定する社会制度は、時の政治的、経済的、社会的な背景によって変動を余儀

なくされます。宗教による福祉活動も、理念と行動自体は社会的要請によって求められるものが時代によっても異なってくるものの、宗教教義やそれに基づく利他性は不変のものであり、人と社会の状況を大局的見地から捉えることができる指標になります。また、人間がたすけあうことの根拠として、実践者の自信にもつながります。

第2には、宗教がソーシャルキャピタルとしての特性を活かして「代替補完的福祉機能」を果たしていることです。人間が何らかの教えを信仰するということは殆どの場合何らかの宗教組織や空間に属することであり、そこから信仰を通じたソーシャルキャピタルが形成されます。一人暮らし高齢者の見守り支援は当該地域社会において実践されますが、例えば本人が教会に所属していることで教会長等によるおたすけや定期的な訪問が見守り機能を果たすこともあります。こうした福祉的営みは宗教組織の第一義的な機能ではありませんが、本来地域社会においてなされる機能を宗教組織が代替あるいは補完することができるのです。

第3には、社会的活動が、宗教が社会を構成する組織としての責務の具現化であることです。宗教組織は第一義的には社会経済的な意味での生産性を有しません。むしろ信仰者の御供や寄付、献金、また宗教法人に対する税制優遇という形で、ある意味経済活動の恩典を受けている存在です。社会に存在している以上それに対して何らかの形で貢献していくことが求められるが、その具現化としての意味があるでしょう。

第4には、活動自体が宗教組織や宗教者、参加者自体の成熟、具体的には参加者の市民性や社会性、専門性の獲得につながっているのではないかということです。あるキリスト教教会が宗教法人の事業として介護保険事業を実施していますが、同教会牧師がこうしたサービスの意義として、「信仰告白の実践」、「地域社会との共生」、「教会の成熟」を挙げています（井上 2007）。このうち「教会の成熟」を筆者なりに敷衍すれば、教会等の宗教組織や宗教者が実践を通じて地域社会の人々のニーズと向き合うことになり社会性をも獲得し、人材そのものの成熟、活動を展開する方法や技術の成熟、理念や姿勢の成熟、そして地域社会の成熟という4つの成熟につながっていくと考えられます。

第5に、そうしたことを通じて、宗教が新たな「公」を生み出す主体となることが期待されることです。「新しい公共」という概念がかつての民主党政権で打ち出され、行政機関だけではなく、NPO や市民自らが公共的なサービス・活動を実施する主体であるとする考え方ですが、宗教も具体的なサービスを担う主体として可能性を有します。現に、コミュニティの中核として活動する寺院や福祉サービスを実施する教会などがあり、宗教組織を母体とする社会福祉法人も多いです。こうした「信仰を基盤とした組織」をFBO (Faith Based Organization) としてその組織構造を分析考察する研究もあります

(高瀬 2015)。

「地域共生社会」実現に向けた宗教の役割

前述した岡村重夫はその著書『社会福祉原論』のなかで、「法律による社会福祉」(statutory social service)と、「自発的社会福祉」(voluntary social service)を挙げ、「自発的社会福祉」を「民間の個人または集団が、法律によって強制されたり、事業を委託されるのではなく、まったく自発的に他人の生活困難を援助する活動」と定義しています。そして、「両者の『相互の緊張関係による批判的協力』によって社会福祉全体の進歩が期待できる」としています。宗教や信仰に基づく福祉活動は、まさしく岡村が定義するところの「自発的社会福祉」活動として展開されなければならないと思います。この「自発的社会福祉」は、先駆性や開拓性といった特性を内包するものと考えられますが、地域住民の生活や参加、地域づくり、それに向けた協働を重視する理念を有した「地域共生社会」の実現には、単に制度政策の実行という域を超え、先駆性や開拓性を有した地域住民の実践力が不可欠となります。

ただ、天理教の社会福祉はこうした「自発的社会福祉」の特性を有するものとして発展してきたかといえ、そうでもないような気がします。天理養徳院創設の事情でも天理教の一派独立の動きと連動するものと捉えられていたりして、天理教独自の開拓性が欠けたものとの議論もあります。天理教には多くの民生委員がいて連盟がありますが、これも先に制度があってこれらが組織化されているものであり、また多くの天理教教会が実践する子ども食堂も社会の側で行われてきたものを教会が取り組み始めたものです。もちろん、それらを実践する基盤を有していたからこそその実践で、それ自体は非常に貴重なものですが、制度政策や社会の動きを志向し、それらの実践に利用者や地域社会のニーズ、天理教の特徴や基盤を後付けしてきた感は否めません。社会貢献をしたいばかりに、地域社会のニーズを無視して子ども食堂を開催する例もあるでしょう。地域と協働していくという志向も少ないように思います。

里親にしても子ども食堂にしても実践手法の一つにすぎず、今後の社会変化によってはより有効かつ有意義な方法も開発されてしかるべきでしょう。まずは、先に「活動・事業ありき」ではなく、教会あるいは信者が存在する地域社会の状況やニーズをまず捉え、その状況にあった活動や事業を、地域社会の様々な組織・団体、資源と協働しながら実践する、そうした志向が、天理教を含めた宗教による社会福祉活動にこれまで以上に求められるのではないのでしょうか。

【引用参考文献】

- 井上貴詞（2007）「地域に仕える教会福祉の試み」東京基督教大学共立基督教研究所編『Emergence 創発』Vol.11、No.3
- 岩間伸之・原田正樹（2012）『地域福祉援助をつかむ』有斐閣
- 岡村重夫（1974）『地域福祉論』光生館
- 岡村重夫（1997）『社会福祉原論』全国社会福祉協議会
- 川上清市（2015）『クラウドファンディング成功の秘訣』秀和システム
- 厚生労働省（2008）『これからの地域福祉のあり方に関する研究会 報告書』
- 厚生労働省プロジェクトチーム（2015）『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』
- 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（2016）資料「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」
- 厚生労働省（2017）『地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会） 最終とりまとめ』
- 厚生労働省（2019）『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ』
- 高瀬顕功（2015）「独立性モデルによる FBO の類型」『宗教と社会貢献』5（2）「宗教と社会貢献」研究会
- 千葉正展（2016）「事業運営の透明性の向上—情報開示の見直し」『月刊福祉』2016年10月号 全国社会福祉協議会
- 天理教東本大教会（1988）「修徳学園八十年略史」「社会福祉法人六踏園六十年略史」『東本大教会史（別巻資料編）』
- 牧賢一（1966）『コミュニティオーガニゼーション概論』全国社会福祉協議会
- 山本純子（2014）『入門クラウドファンディング』日本実業出版社
- 山本純子他編（2016）『ぼくらがクラウドファンディングを使う理由』学芸出版社
- 渡辺一城（2017a）「高齢者福祉と天理教」『現代の課題と向き合うために 社会の中の天理教』天理大学出版部
- 渡辺一城（2017b）「さまざまな『たすけあい』活動の機能と意義」『現代の課題と向き合うために 社会の中の天理教』天理大学出版部
- 渡辺一城（2020）『地域福祉を拓く —新たな寄付文化の創造—』天理大学出版部

渡辺：社会福祉がめざす地域共生社会と宗教への期待

※本稿は、宗教倫理学会第22回学術大会公開講演の講演録であり、当日の講演内容と上記リストのうち筆者の論考を再構成したものである。